

労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】労働基準法の改正【前編：裁量労働制】

「2024年問題」は適用される業種が限定される改正ですが、4月より業種に関係なく労働基準法の改正が同時に行われます。2回にわたって改正内容を探りあげます。前編の今月号は裁量労働制についてです。とくに専門業務型裁量労働制の改正事項について、本人の同意要件や健康福祉確保措置の強化などを中心に解説します。

専門業務型裁量労働制の改正事項：令和6年4月1日施行

### 【Process・1】 労使協定の締結・届出 & 就業規則の改定



・ Process・2の①～④を労使協定と就業規則に反映 ⇒改正Check!

### 【Process・2】 適用労働者の同意



- ① 労使協定の内容（対象業務、有効期間、みなし労働時間を含む制度の概要）
- ② 同意した場合に適用される賃金・評価制度の内容
- ③ 同意をしなかった場合の配置や処遇
- ④ 同意しなかった場合や同意を撤回した場合の不利益取り扱いの禁止

↳ ①～④について説明して適用労働者から同意を得る ⇒改正Check!

### 【Process・3】 専門業務型裁量労働制の実施 & 運用

- 業務遂行・時間配分の決定について適用労働者への具体的指示はしない
- 適用労働者からの苦情処理対応
- 適用労働者の健康福祉確保措置を実施 ⇒改正Check!
- 制度の実施状況などの記録を労使協定の有効期間満了後3年間保存

## ！ ここがポイント

### ● 専門業務型裁量労働制のおさらい

世の中には、労働時間の長さや成果が直結しない業務があります。業務の遂行や時間配分について本人に委ねたほうが成果が見込める仕事もあります。

専門業務型裁量労働制はこうした一定の対象業務について、労使協定を締結・届出することにより、実際の労働時間に関係なく労使協定で定めた時間（みなし労働時間）とすることができる制度です。

対象業務について、4月より「銀行・証券会社におけるM&Aアドバイザー業務」が追加され、合計20業務となります。

## 労務Room Q & A

### Q

専門業務型裁量労働制の健康福祉確保措置の改正内容は、どのようなものですか？

### A

事業場単位の取組事項①として、勤務時間インターバルの確保、深夜業の回数制限や裁量労働制の中止等があり、個々の適用労働者への取組事項②には、一定の労働時間を超える対象労働者への医師の面接指導等があります。

①・②それぞれ1つ以上実施することが望ましいとされています。

障害者雇用関係の法改正

4月より障害者雇用に関する法改正も実施されます。ひとつは**障害者差別解消法**の改正です。この法律は「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「**合理的配慮の提供**」を二本柱としていて、後者についてこれまで民間企業は努力義務だったものが法的義務化されます。

「合理的配慮の提供」とは、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか？内閣府の「合理的配慮等具体例データ集 (<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>)」が参考になります。

もうひとつは民間企業における**障害者雇用促進法の法定雇用率**が2.3%から**2.5%**に引き上げられる改正です。40人以上の会社に対して1人以上の障害者雇用が拡大義務化されるわけですが、厚労省の統計調査によると、直近の法定雇用率達成企業の割合は約50%に留まっています。

この文章を書いている途中でNHKの「デフ・ヴォイス 法廷の手話通訳士」を観ました。このドラマは実際のろう者や難聴者の俳優が出演者として多数参加している点が画期的だったそうです。後日、撮影の舞台裏も放送されていて、聴者との世界に存在する社会的な「壁」を浮き彫りにしながら、双方向のコミュニケーションで克服していく様子が描かれていました。

これらの改正は障害者雇用の強化・改善を促すものですが、合理的配慮の提供や雇用率拡大は、他の労働者にとっての職場環境改善にも繋がるのではないかとドラマを見て感じました。



**【魚くん探知記】 今月の一尾**

**桜鱒 : さくらます**

春に旬を迎える、脂ののった鱒を「桜鱒」と呼び、富山県では鱒寿司に使われます。

稚魚は川で過ごして、成魚になるといちど海へ下っていきます。ところが大人になっても川で生息し続ける鱒がいます。沖へ出るのが本鱒（桜鱒）で、川に残るのがヤマメです。

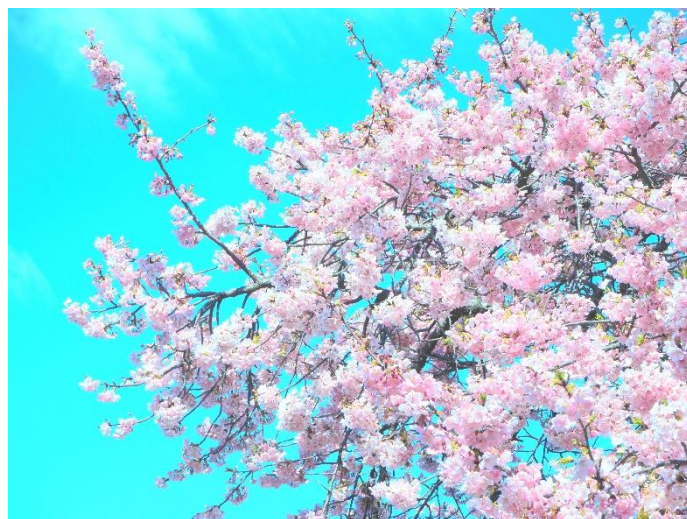
外洋で育った桜鱒は銀鱗の姿に成長し、産卵期の春に故郷の川に戻ると、鱗に桜色の模様が現れるようになります。これが名前の由来です。

釣りの世界では、12月頃から北海道で釣れ始めると、春に向けて東北や北陸に釣場が移ります。

**桜マス前線**は、北上ではなく南下が春の便りです。



**【一劇必撮】 今月の一枚**



西志津の河津桜（千葉県佐倉市）

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所